

岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所認証ロゴマーク使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援など、職場における男女共同参画を推進している「岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所」として市長が認証した場合に当該事業者が付与される、「岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所認証ロゴマーク（以下「認証ロゴマーク」という。）」を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項について定める。

(使用権限)

第2条 認証ロゴマークは、岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所認証取扱要綱により、認証された事業所が使用することができる。

(使用条件)

第3条 認証ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 認証ロゴマークの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる使用をしないこと。
- (2) 特定の政治、宗教、選挙の活動に利用しないこと。
- (3) 不当な利益を得るために利用しないこと。
- (4) 法令や公序良俗に反する使用をしないこと。

(使用料等)

第4条 使用者に対する認証ロゴマークの使用料は無償とする。

(使用期限)

第5条 認証ロゴマークの使用期限については、認証期間内とする。

(認証ロゴマークの適正使用)

第6条 使用者は、認証ロゴマークの使用に関して、この要綱を遵守し、認証ロゴマークのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用しなければならない。

- 2 使用者は、認証ロゴマークの使用に関して、デザインが本来の意匠と同一性を損なわないようにするものとし、色の変更、縦横比率の変更、変形・回転等をしてはいけない。ただし、縦横比率を変えない拡大・縮小は可能とする。
- 3 前2項の規定に反する使用がされた場合は、市長は使用者に対し、是正を求めることができる。
- 4 前3項の是正に応じない場合は、市長は使用者に対し、使用の中止を求めるものとする。

(権利設定の禁止)

第7条 使用者は、認証ロゴマークについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、使用に関する権利及び義務を第三者に貸与し、譲渡し又は承継させては

ならない。

(紛争の解決)

第9条 使用者は、認証ロゴマークの使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、岡山市に対し何ら迷惑をかけないものとする。

(要綱の改正)

第10条 市長は、この要綱を改正することができる。この場合、認証ロゴマークの使用条件その他使用に関する事項は、改正後の要綱が適用される。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、認証ロゴマークの取扱いに関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月17日から施行する。